

# 東と弁往來

## 第56回 法テラス秩父法律事務所



会員 小熊弘之 (66期)

2013年に弁護士登録し、東京弁護士会に入会。2014年より1年間、渋谷パブリック法律事務所にて養成を受け、2015年から3年間、法テラス秩父法律事務所にて勤務。2018年より、東京パブリック法律事務所にて勤務。

法テラス秩父法律事務所  
(埼玉県秩父市)

### 1. はじめに

私は、当会の公設事務所である渋谷パブリック法律事務所にて1年間の養成を受けた後、3年間法テラス秩父法律事務所（以下、「法テラス秩父」といいます）に赴任しました。今回は、法テラス秩父の活動や赴任中の経験などを皆様にご紹介させていただきたいと思っております。

なお、私は平成29年末に任期満了に伴って法テラスを退職し、現在は、当会の公設事務所である東京パブリック法律事務所にて勤務しております。

### 2. 秩父地域の特徴

秩父は、パワースポットである三峯神社や芝桜の咲き誇る羊山公園などを有する関東でも有数の観光地です。昨今は、テレビの特集やCMなどでも取り上げられており、ご存知の方も多いかと思います。とりわけ、毎年12月2日・3日には、平成28年にユネスコ無形文化遺産に登録された秩父夜祭が開催され、大変な賑わいを見せております。夜祭となると事務所のメンバーも事務所へ参集し、関係機関の皆様や東京・熊谷などからお越しのお客様方と、秩父の地酒などを酌み交わしながら、屋台を見物しました。

司法に目を向けると、秩父にはさいたま地方・家庭裁判所秩父支部と秩父簡易裁判所が設置されており、人口約10万人の地域を管轄しています。もっとも、家裁・地裁の裁判官は常駐しておらず、熊谷支部から派遣されてくるため、開廷日は水曜日と金曜日の週

2回と限られています。そして、上記管轄地域を、法テラス秩父の3人と、秩父市内で開業している弁護士2人の計5人の弁護士がカバーしているという状況です。このように、弁護士数が限られているため、相談予約の段階で利益相反が判明するケースも日常的にあります。したがって、未だ司法過疎は解消していない状況にあるといえるでしょう。

### 3. 法テラス秩父での活動

#### (1) 事件について

法テラス秩父は、常勤弁護士3人、事務局職員3人の6人で運営しています。法律事務所の少ない地域に設置されたいわゆる7号事務所であるため、都市型の法テラス法律事務所と異なり、民事法律扶助事件に限らず、資力基準をオーバーした方や法人の事件も幅広く受任しています。もっとも、件数としては、民事法律扶助事件の割合が多かったです。

事件類型としては、一般の町弁事務所と同様に債務整理と離婚・相続等の家事事件の割合が多いですが、民事事件の中では、登記や境界を巡る紛争などの不動産事件が比較的多い印象でした。これは、都内と比べて土地や山林などの不動産を所有している方が多いことに由来するのだらうと思います。また、刑事事件も、窃盗や薬物事犯などの国選事件がコンスタントに配点されておりました。このように、多様な事件を経験できるのは、7号事務所の醍醐味だと思います。

法テラス秩父は、事務所へ直接、相談予約の電話



秩父夜祭の様子

がかかってくるのですが、予約の電話は毎日のように鳴っていました。このため、受任事件もそれなりに増えていき、多いときは60件以上にはなっていました。振り返ってみれば、日々の事件処理に追われていたら3年間は過ぎていたという印象です。

ただ、そうした中でも特に印象に残っているのは、対応困難な案件です。法テラスの法律事務所はこれまで弁護士にアクセスできなかった方々へ広く法的サービスを提供するという趣旨で設置されております。したがって、採算が採れないなどの理由で一般の弁護士が積極的に受任しにくい事件についても受任するケースがあります。

例えば、帰国を希望する不法滞在の外国人からの依頼を受け、何度も東京にある領事館や入国管理局に赴いて協議を重ねた結果、収容されることなく帰国にこぎ着けたという事件がありました。その依頼者は、体調が思わしくなかったために、医療関係者の皆様の協力を得ながら手続を進め、ようやく帰国することができました。自分がやらなければ帰国できないという使命感もあり、帰国が叶ったときは達成感がありました。それと同時に、こうした不採算事件に時間を費やすことが許される環境というのはありがたかったです。

このように、法テラス秩父での執務は、日々、多くの事件に追われつつも、時には不採算で対応困難な事件に取り組むこともできるという充実したものでした。

## (2) 連携活動について

法テラス秩父では、上記のような事件処理以外にも、病院等の医療機関との連携活動が盛んに行われてきました。具体的には、医療機関者の皆様と弁護士とで勉強会を開くなどして関係を深めつつ、病院患者や介護施設の利用者などの方々が法的問題に直面すれば、医療関係者から弁護士に繋いでもらい、協力し合いながら支援していくというものです。

私自身もこの活動を引き継ぎ、医療関係者の皆様には、勉強会の講師として呼んでもらったり、「連携強化会議」と題する懇親会に参加させてもらったりと親しくしていただきました。こうした活動を通して感じるのは、やはり、「顔が見える関係」が大事だとい

うことです。単に、あそこに法律事務所がある、弁護士がいるというだけでは、問題が生じたときに「相談しよう」ということに結びつきません。「あの人」に相談してみようと顔が思い浮かぶことが大事なのだと思います。実際、勉強会の会場で個別の相談を受けることもありましたし、勉強会後は電話による問い合わせも増えました。こうした機会を得るためには、ただ事務所にいるのではなく、現場に足を運ぶのが一番の近道なのだと思います。そして、こうした活動が、これまで法的サービスを受けることができなかった方々への支援を広げていくきっかけになるものと確信しております。

このような連携関係は、関係機関の方々と法テラス秩父の歴代スタッフ弁護士が長年かけて築き上げたものです。今後もこの良好な関係を途切れさせることなく、バトンを繋いでいってもらいたいと思うと共に、私自身、新しい環境でも、関係機関の皆様と同じように良好な関係を築いていけたらと思っています。

## 4. おわりに

法テラス秩父に赴任するときは、3年間というのは途方もなく長い期間のように感じられました。しかし、振り返ってみればあっという間でした。私は、任期満了で法テラスを退職しましたが、弁護士1年目に渋谷パブリック法律事務所で充実した養成を受けることができ、赴任後は、ご紹介したような充実した時間を過ごすことができました。そして、現在は法テラス在職中にご指導いただいた当会の会員の方々のおかげで、再び公設事務所に戻ってくることができました。弁護士としてのスタートをこのように充実した環境で迎えられたことに、感謝しております。

この記事により、会員の皆様に法テラスの司法過疎地での活動を知っていただき、とりわけ、若手会員の皆様に地方赴任への興味を持っていただけましたら幸いです。